

平成21年12月22日

暫定税率の維持について

全国石油商業組合連合会
会長 関 正 夫

- 全石連は、ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率について、一般財源化した時から、「課税根拠をなくした暫定税率は廃止すべき」と主張してきた。
- 従って、今回の暫定税率の維持は、消費者の負担軽減につながらず、大変残念な結果となった。しかしながら、私ども石油販売業界としては、消費者の信頼に応えていくためにも環境問題に積極的に貢献し、実質的な徴税義務者としての使命を果たしていく所存である。
- ただし、地球温暖化対策税を導入する場合は、消費者負担の増大を招かないために、少なくとも現行税率水準を超えることのないようすべきである。
- “原油価格の異常高騰時に税率を変更する法的措置を講じる”場合には、消費者のために市場の混乱を招くことのないようにするとともに、販売業者に負担をかけることのないよう課税停止時の流通在庫(手持ち品)に減税分の還付措置を講じるべきである。

以上